

第 6441 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 20日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 寡婦控除の改正

Q : 令和2年の税制改正で、寡婦控除が改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

寡婦控除とは、納税者自身が一般の寡夫であるときに一定の金額の所得控除が受けられる制度です。

令和2年の税制改正では、寡婦控除の要件が見直されたうえで、ひとり親控除に該当しない寡婦にかかる寡婦控除に改組され、寡婦控除の特例は廃止されました。

改組後の寡婦控除の要件は、次のとおりとされ、所得控除の金額は27万円となりました。

①夫と離婚した後、婚姻をしていない者のうち、次の要件を満たすもの

- イ. 扶養親族を有すること
- ロ. 合計所得金額が500万円以下であること
- ハ. その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと

②夫と死別した後、婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもののうち、上記①ロ、ハの要件を満たすもの

なお、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者については対象外となります。

個人住民税についても同様の改正が行われ、控除額は26万円となっています。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】